

平成27年11月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成27年11月19日  
場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階小会議室

2 開会日時 平成27年11月19日(木) 午前8時30分

3 閉会日時 平成27年11月19日(木) 午前9時05分

4 出席委員(14名)

1番	古里厚子	委員	3番	小野寺邦男	委員
4番	田中誠	委員	5番	高館孝	委員
6番	四木俊一	委員	7番	久田伸一	委員
8番	木村喜和	委員	9番	吉田勝	委員
10番	三浦英雄	委員	11番	山内松次郎	委員
12番	新山秀男	委員	13番	斎藤正	委員
14番	渡辺耕一	委員	15番	金淵盛一	委員

5 欠席委員(1名)

2番 金沢幸弘 委員

6 会議に付した案件

町議案

報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第24号 農地の現況についての照会について

報告第25号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について

議案第14号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 六戸町農用地利用集積計画(案)について

議案第16号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

県議案

議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7 会議録署名委員

12番 新山秀男 委員      13番 斎藤正 委員

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 外山昌彦      事務局 次長 佐藤一也  
事務局 主査 吉本平

9 書記

事務局 主査 吉本平

【 開会 午前8時30分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成27年11月6日告示招集いたしました平成27年11月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、外山局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成27年11月6日告示招集されました平成27年11月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、2番 金沢 幸弘委員委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

12番 新山 秀男委員、13番 斎藤 正委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。

次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、該当ありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第 22 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 22 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」  
農地法施行規則第 22 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を  
受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 22 号を報告済みといたします。

次に報告第 23 号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 23 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」  
農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知  
書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 23 号を報告済みといたします。

次に報告第24号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第24号「農地等の現況についての照会について」  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

7番 とりあえずこうやってまずある程度やって、農業委員会ではどう指導してるの。  
久田委員 ただ照会があったからただ見ていいですよ、っていった形なのか。

次 長 これ、\_\_\_\_\_さんのところがあるんですけど、国道とかで結構分筆、結局田んぼのところ  
に家が建ってしまったとか、建具の小屋とか結構分筆されてて、その中で宅地に  
すればよかったんだけど、全然宅地にしないままそのままいって国道にも引っかけた  
りして細かく分筆されてしまっています。  
なので、ちょっとどうしようもないなっていう。

7番 まずこれからのことなんだけど、そういう風なのがまず照会で出てくること自体が、  
久田委員 うちの農業委員会としても多少指導していかなければ。  
これはずっと前に建っているものだと思うんだけど。

次 長 最終的には、建物が古くなってきたとかリフォームをかけるとなれば、地目が農地のま  
まだったとか、たとえば親の代にやって、息子の代になったら変えるしかないというの  
で、こういうのが今後増えてくると思います。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第24号を報告済みといたします。

次に報告第25号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます

事務局長 報告第25号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計

画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第25号を報告済みといたします。

次に議案第14号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので  
審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より  
報告をお願いします。

10番 現地調査は、私他4名で行いました。  
三浦委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。  
以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。  
これより議案第14号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第14号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

つづいて、議案第15号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第15号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」  
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を  
別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるように要請  
することの承認を求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

7番 この中間管理のやつは貸し借りになると田んぼが多いわけですけど、この中で改良区の  
久田委員 名義変更とか、そういうのはみんな指導されている形になっているのか。  
結局改良区の支払いはどっちにするとか、そういうのも取り決めされていると思うんだ  
けど、これはどういう風になっているのか。

事務局長 中間管理機構と契約を取り交わしするんですけど、その時点で所有者の方と借りる方と  
の間で改良区の賦課金、あと草刈り等の普請についてはどちらが出るかということをご  
すね、決めて契約しているのです。

7番 組合員を変更しなければ、組合員に対して、どっちが出るっていてもこれはお互いの  
久田委員 契約なんだけれども、その10年の中では組合員を取り換えていかなければ、結構まず  
トラブルの元になるんでないかなと思うんだけど。

事務局長 ただ、その賦課金については、やはり所有者が払うこととなると思いますので。

7番 なってもいいんだけど、だってどこの改良区もそうなんだけど、土地の名義が変更  
久田委員 になればその人に出てくださいますかとかいくわけよな。

事務局長 それは普請の話。

7番 普請でもなんでも、結局組合員でなければ、改良区の場合は組合員に対して喋るにいい  
久田委員 ことだと思っただけで。で、借りる人がだんだん増えてきて大きい田んぼとかやってて

も、結局いろんな形で改良区にすれば持ち主にやるんだけども、結局出られないとか色々な問題があるなって思いながらいま聞いてるんだけども。

事務局長 ここに出てくる農地中間管理機構の貸し借りについては、契約する時点で、所有者が出るのか借りたい方が出るのか、双方納得して合意のうえで契約しておりますので。

7番 そんなこと言っても、改良区にしたら借りた方が名義変更もしてないから、結局年取ってきて、結局借りてる人が多かったりなんかしていまの世の中になっただってば、そういう問題が結構この中に含まれてるなと思いながらそこら辺を考えてほしいなと思いながら聞きました。

吉本主査 改良区に対してはですね、このみなさんの使っている総会資料をなんですけど、総会終了後に可決しましたということで送っています。

7番 送っているって言ったって、支援センターで出れば誰が借りてるのか一つもわからないわけよ。

吉本主査 配分計画で誰が借りましたっていうのも、議案書に入っているの。

7番 それじゃ、次が誰が借りたって行ってるのか。  
久田委員

吉本主査 そうです。

7番 でも、どうしたって問題が残るんだよな。  
久田委員 以上です。すいません。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第15号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第15号は要請することに決定いたしました。

つづいて、議案第16号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第16号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により六戸町長から  
別紙のとおり依頼があったので、意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

7番 結局、宅地になるのか。  
久田委員

事務局長 現在田んぼなんですけど、それを農業用施設用地。

7番  
久田委員 用地ってのは。

事務局長 宅地じゃなくて農業用の施設の用地ということで。

7番  
久田委員 そういうのもあるのか。

事務局長 そういうのもあります。

次長 中村ボディショップの隣で前、ちょっと造成して漬物屋だかなんだかやって、本来あつちの岡沼の低温倉庫もそうなんですけど、実際農振興黄色だとすると、そこをオレンジにしてしまうっていう風な形です。

7番 いや、建物建てても、農業施設でみんな、結局宅地になってしまうよな。  
久田委員 造成するってば、申請してこれは小屋を建てるって話でしょ、早い話。  
そうならば宅地でなくても農業用施設で申請して通るのかって話を聞いているので。

吉本主査 最終的には宅地に地目がなると思うんですが、用途としては農業用施設になります。

7番 用途としてはわかるけど、その先には結局宅地になるってことなんだろうって。  
久田委員

吉本主査 地目は最後は宅地になります。ただ、用途としては農業施設ということで。

7番 用途の変更だからな。はい。  
久田委員

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第16号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり異議なしと回答することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第16号は異議なしとすることに決定いたしました。

つづいて、県議案第4号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、  
県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
  
事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

それでは県議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって県議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会11月総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

【 閉会 午前9時05分 】